

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県福祉友愛プール条例の施行期日を定める規則  
岐阜県福祉友愛プール条例施行規則

(障害福祉課)  
(同)

—<sup>ページ</sup>—

号 外 (一) 平 成 二 十 八 年 二 月 五 日

## 規 則

岐阜県福祉友愛プール条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県福祉友愛プール条例の施行期日を定める規則

岐阜県福祉友愛プール条例（平成二十七年岐阜県条例第五十四号）の施行期日は、平成二十八年十二月一日とする。

岐阜県福祉友愛プール条例施行規則をここに公布する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県福祉友愛プール条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県福祉友愛プール条例（平成二十七年岐阜県条例第五十四号、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第二条 条例第二条第一項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）又は

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる  
ときは翌日

平成二十八年二月五日

条例第五条第一項の規定による特別の設備の許可（以下「特別設備許可」という。）を受けようとする者は、利用申込書（別記第一号様式）二通を知事（条例第十条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）以下この条から第四条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、温水プールを一般利用する場合は、当該利用に係る利用料金の納入をもって、使用許可の申請があったものとみなす。

2 前項の利用申込書は、使用を開始しようとする日（引き続き二日以上使用する場合は、その最初の日。以下この項において同じ。）の三月前から提出することができる。ただし、岐阜県福祉友愛プール（以下「プール」という。）を国際的、全国的又は全国的なアマチュアスポーツ大会、会議、催し物等に使用する場合その他知事が必要と認める場合は、使用を開始しようとする日の一年前から利用申込書の提出をすることができる。

（利用承認通知書等）

第三条 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書（別記第二号様式）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第三号様式）を押印することをもって利用承認通知書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項ただし書に規定する場合にあっては、利用券をもって利用承認通知書に代えるものとする。

3 第一項の利用承認通知書（同項ただし書又は前項の規定により利用承認通知書に代えるものとされるものを含む。）は、プールを利用する際提示しなければならない。

4 知事は、条例第三条の規定により使用を許可しなかつたとき、又は条例第四条の規定により使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じたときは、利用不承認（取消・停止）通知書（別記第四号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の変更申請等）

第四条 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第五号様式）二通を知事に提出しなければならない。

2 前条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による利用承認変更申込書の提出があった場合について準用する。

（利用料金の承認）

第五条 指定管理者は、条例第六条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書（別記第六号様式）を提出しなければならない。

（利用料金の納入）

第六条 利用料金は、使用許可を受けた日から二十日以内（使用許可を受けた日から二十日以内で使用日（引き続き二日以上使用する場合は、その最初の日。以下同じ。）が到来する場合にあっては、当該使用日まで）に全額納入するものとする。ただし、利用料金延納申請書（別記第七号様式）の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、その後に入納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、温水プールを一般利用する場合の利用料金は、利用の時までに全額納入するものとする。

（利用料金後納の取扱い）

第七条 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い（利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第八号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

（利用料金の返還又は減免）

第八条 指定管理者は、条例第七条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還するものとする。

一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由によりプールを使用することができなくなったとき 全額

二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書（別記第九号様式）の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額

三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 条例第七条第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書（別記第十号様式）を指定管理者に提出し、そ

の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別記第十号様式）により申請者に通知するものとする。

（指定管理者指定申請書に添付すべき書類等）

第九条 条例第十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

三 納税証明書

四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直

近五事業年度の財務諸表

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

（指定管理者の届出）

第十条 条例第十条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

（準用）

第十一条 第六条から第八条までの規定は、条例第十一条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第六条

第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知

事が臨時にプールの管理を行う場合について準用する。この場合において、第六条か

ら第八条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とある

のは「知事」と読み替えるものとする。

（委任）

第十二条 この規則に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年十二月一日から施行する。ただし、第五条、第九条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

## 別記

## 第1号様式 (第2条関係)

利 用 申 込 書		
		年 月 日
岐阜県知事	様	
	申込者 住所	
	氏名	
	(申込者が団体の場合) 団体名及び代表者名	
	<small>ふりがな</small> 担当者名	電話 (                      )
次のとおり施設の利用を申し込みます。		
利 用 の 目 的		
施 設 の 名 称	温水プール (                      ) コース	会議室
利 用 年 月 日	年 月 日	
利 用 時 間	時 分から 時 分まで	
使 用 人 員		
使 用 料 の 額	温水プール (                      ) コース	円
	会 議 室	円
	合 計	円
備 考		

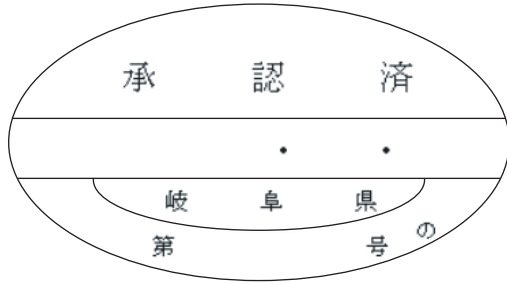
注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県福祉友愛プール指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第2号様式 (第3条関係)

利用承認通知書		
		第 号 年 月 日
申込者	様	岐阜県知事
次のとおり利用を承認するので通知します。		
利用の目的		
施設の名称	温水プール ( ) コース	会議室
利用年月日	年 月 日	
利用時間	時 分から 時 分まで	
使用人員		
使用料の額	温水プール ( ) コース	円
	会 議 室	円
	合 計	円
利用上の注意		
備 考		

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県福祉友愛プール指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第3号様式 (第3条関係)



注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県」とあるのは「岐阜県福祉友愛プール指定管理者」とする。

第4号様式 (第3条関係)

利用不承認 (取消・停止) 通知書

第 号  
年 月 日

申込者 様

岐阜県知事

年 月 日付けで申込みのあった (承認をした) 施設の利用は、次により承認することができません (利用承認を取り消した・停止を命じます) ので、通知します。

承認の年月日及び番号	
承認しない 取消しの理由 停止の理由	
備考 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。	

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県福祉友愛プール指定管理者」とし、備考については下記のとおりとする。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として (訴訟において指定管理者を代表する者は となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

## 第5号様式 (第4条関係)

利用承認変更申込書	
岐阜県知事	年 月 日
様	申込者 住所
	氏名
	(申込者が団体の場合) 団体名及び代表者名
	<small>ふりがな</small> 担当者名 電話 ( )
年 月 日付け 第 号で承認を受けた施設の利用について、次のとおり変更の申込みをします。	
変更する事項	変更前
	変更後
変更の理由	
その他	

添付書類 利用承認通知書

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県福祉友愛プール指定管理者」とする。



第6号様式 (第5条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体住所  
申請団体名  
代表者名

印

利用料金承認申請書

次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

施 設 の 名 称	
区 分	
利 用 料 金 の 額	
利用料金設定の理由	
備 考	

注 必要があれば、区分等について一覧表を作成し、添付すること。

## 第7号様式 (第6条関係)

利用料金延納申請書		
		年 月 日
岐阜県福祉友愛プール指定管理者	様	
申請者	住所	
	氏名	
	(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名	
	担当 <sup>ふりがな</sup> 者名	電話 ( )
次のとおり利用料金の延納を申請します。		
利用の目的		
施設の名称	温水プール ( ) コース	会議室
利用年月日	年 月 日	
利用時間	時 分から 時 分まで	
使用人員		
利用料金の額	温水プール ( ) コース	円
	会 議 室	円
	合 計	円
申請の理由		
納入予定日	年 月 日	
備 考		

注 知事がプールの管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜県福祉友愛プール指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第8号様式 (第7条関係)

利用料金後納申請書

年 月 日

岐阜県福祉友愛プール指定管理者 様

申請者 住所  
氏名  
(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

次のとおり利用料金の後納の承認を申請します。

団体及び個人 (全て記入)	区 分	1 団体 2 個人		
	ふ り が な			
	団 体 名			
	ふ り が な			
	氏 名 <small>(団体の場合は代表者名)</small>			
	電話番号(団体・自宅)		内線	
	F A X 番 号		携帯電話番号(団体・個人)	
	住 所 (団体・自宅)		メールアドレス	
個人	生 年 月 日	年 月 日		
	性 別	1 男 2 女		
団体	ふ り が な			
	担 当 者 名		メールアドレス	
	電 話 番 号		内線	

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

保護者同意欄	ふりがな		保護者印
	氏名		

期 間	年 月 日から 年 月 日まで
-----	-----------------

注 知事がプールの管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜県福祉友愛プール指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

## 第9号様式 (第8条関係)

利用料金返還申請書		
		年 月 日
岐阜県福祉友愛プール指定管理者		様
申請者		住所
		氏名
		(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名
担当者名		電話 ( )
次のとおり利用料金の返還を申請します。		
利用の目的		
施設の名称	温水プール ( ) コース	会議室
利用年月日	年 月 日	
利用時間	時 分から 時 分まで	
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
納入済利用料金の額	温水プール ( ) コース	円
	会 議 室	円
	合 計	円
返還を受けようとする額	温水プール ( ) コース	円
	会 議 室	円
	合 計	円
申請の理由		
後日の利用料金に 充当することの有無	1 充当する。 年 月 日に申込みをした利用料金に充当 2 充当しない。	
備 考		

注 知事がプールの管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜県福祉友愛プール指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第10号様式 (第8条関係)

利用料金減免申請 (承認) 書		
		年 月 日
岐阜県福祉友愛プール指定管理者 様		
申請者 住所		
氏名		
(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名		
<small>ふりがな</small> 担当者名		電話 ( )
次のとおり利用料金の減免を申請します。		
利 用 の 目 的		
施 設 の 名 称	温水プール ( ) コース	会議室
利 用 年 月 日	年 月 日	
利 用 時 間	時 分から 時 分まで	
利 用 料 金 の 額	温水プール ( ) コース	円
	会 議 室	円
	合 計	円
減免を受けようとする額	温水プール ( ) コース	円
	会 議 室	円
	合 計	円
納入する利用料金の額	温水プール ( ) コース	円
	会 議 室	円
	合 計	円
申 請 の 理 由		
備 考		

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

岐阜県福祉友愛プール指定管理者

注 知事がプールの管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜県福祉友愛プール指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

平成二十八年二月五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社